

ヤスクニ・レポ 213

憲法改悪・戦争絶対反対！

代表 西川重則

1

日本国憲法が施行されて70年になる今年にあって、敗戦後の日本を総括することを責任課題として学びを深めている私である。その私にとって、戦後発行された書物を読みながら改めて考えさせられる事柄が多い昨今である。たとえば、本多公栄著『ぼくらの太平洋戦争』という書物である。その書物の最初に次のような貴重な著者の感想が書かれている。

「本書は、1973年3月、東京都文京区立第二中学校を卒業した生徒たちの手による、太平洋戦争学習の記録である。

卒業式を終えて間もなく、私の家に訪ねてきた生徒たちと懇談しているうちに、彼らの学習の記録を、私の責任でまとめざるを得ない雰囲気になった。……

多忙な毎日の中で、単行本をつくる余裕などともなかった。しかし、やらずばなるない、ということとで……一気に書き上げることになった」。

つまり中学校の教師であった著者が教え子の率直な文章を一冊の書物に書き、公刊されたわけである。教え子の率直な文章であるが、私にとって、現在最も重大視している一文の要旨を報告してみたい。中学生の文章であり、驚きを禁じ得ない感想を抱いたが、戦後史を総括している私にとって最も重大視している問題であることを痛感している私であることを述べ、生徒の一文の要旨を転載しよう。

「神様であった人」

……天皇は、戦争の最高責任者です。しかし天皇はいまだにのうのうとくらしています。……天皇に対しては今だにみんな敬語を使っています。天皇が外出するとさわぎになります。私は天皇制を廃止することを望んでいます。なぜなら天皇は戦争の責任を日本人に対してアジアの人々、そして、全世界の人々に対してあやまっていないのです。こういう天皇制の反対者がたくさんいるのに廃止にならないの

は、アメリカ資本主義が天皇制を利用しようと考えたからです。……

今、日本の課題は、アメリカとのこれからの関係、中国との国交、沖縄の米軍基地、北方領土なのです」。

率直に言って、以上の一文が中学生の天皇制批判とは考えられないほどと思われるが、公刊されている書物に書かれている中学卒業生のひとりの一文であり、私たちによって深刻に考えさせられることは誰も否定できないでありましょう。1982年9月25日発行の書物であり、戦後37年、今から35年前の出版であることを知って欲しい。

増田郁子編著で『中学生マジに近現代史』という労作も、1997年8月15日に初版発行であり、考えさせられ、何度も読んでみたい書物であることを併せて報告しておきたい。

2

ところで、私が今まで読んできた書物は多種多様な書物があるが、雑誌、新聞なども同様に多くあり、「朝日新聞」や「東京新聞」からコメントを求められ、関心のある私の知り合いの方から読後の感想を述べられることがある。私自身、国会傍聴が18年ということから、厳しい国会の現状を知っているが、日本国憲法の第41条に書かれているように、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機会である」ことから、数多くの法案が提出され、審議されるが、私たちが望んでいる法案でなく、私たちから悪法と見なされても仕方がない法案であり、結果的にいわゆる多数派の政党による強行採決が多い。

安倍晋三内閣が最初に発足した2006年9月26日以降、周知のとおり、徹夜の審議が見られ、私の場合、真夜中のためにJRによって帰宅できず、近くにある私の教会に行き宿泊させていただくことがあり、申し訳ない思いにさせられるのである。

しかし法案の内容は、日本国憲法第73条の1に明記されている文言「法律を誠実に執行し、国務を総理する」にふさわしい法律ではなく、文字通り悪法であり、政府・与党にとって、利害関係上成立とするのが実態であり、憲法第99条に明記されている「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」に値する条文、すなわち安倍首相、閣僚など公務員が憲法尊重擁護の義務を負っている条文にふさわしい憲法政治を行なう安倍内閣ではないことを断言しておきたい。

現在審議中のいわゆる「共謀罪」に見られるように主権者・有権者はもちろんのこと、やがて18歳になる若い世代の日本人に対しても成立に値する法案ではないことを知ってもらいたいものである。

私たち自身、日本国憲法の「前文」、本文のすべての条文について、2017年の今こそ正確にその意味について熟知・習熟に値する学びをしているかどうかが問われていることを強調しておきたい。日本国憲法公布(1946・11・3)、日本国憲法施行(1947・5・3)の歴史的意味について、私たちひとりびとりが日本国憲法の歴史的意味を深く心に刻むだけでなく、「前文」、本文の内容、条文の

意味について深く認識し、併せて戦前・戦時・戦後にわたる日本の近現代史について認識を共有し、私たちが心から思いを新たにし、日本国憲法の成立過程について真剣に反省をし、アジアの国々・人々との交流・対話の必要について思いを新たにし、謝罪をし、アジアの平和のため、そして世界の平和のためにどうあるべきかを、侵略・加害の歴史の事実を反省し、共なる学び・共なる連帯の交わりを持つ努力をしたいものである。

1936年の〈2・26事件〉の軍人による悲惨な出来事、その事実について、須崎慎一著『二・二六事件』の結びの文章を最後に書き、私たちの深い配慮・反省・学びの緊急性を訴えたい。以下の通りである。

「二・二六事件——それは、大規模な侵略戦争の開始へと、時計の針を大きくすすませ、日本国民に無謀な戦争を強要したのみならず、近隣諸国民に言語を絶する被害をあたえる第一歩となったのである」(岩波ブックレット 1989・11・25 第7刷発行)。

安倍内閣の今、同じ「暗夜の予兆」をくり返してないかどうか、私たちの課題を真剣に考えよう(2017・6・12)。

2017年5月19日例会奨励「王を求めるイスラエルの民」 Iサムエル記8：1～10 山川暁牧師 (単立鶴川キリスト教会信徒伝道師)

イスラエルの長老たちはサムエルに訴える。ほかの国民のように自分たちにも王を立ててください、と。年老いたサムエルの二人の息子は、民から利得を求め、わいろを取ってさばきを曲げていたからである。

サムエルは神に祈り、神の声を聞く。キリスト者はこのサムエルの姿勢に学ぶ必要がある。神はサムエルに答える。民の声を聞け、と。同時に言う。王の権利をも知らしめよ、と。王の権利とは民を兵士とし、また税を取り立てることである。

古代の日本にも王が存在していた。その王は天皇と呼ばれるようになる。天皇が民を力によって支

配することはなかった。しかし、明治維新は天皇のありようを一変ささせる。憲法で天皇を主権者と定め、民衆は臣民と呼ばれ、天皇への批判は許されなくなった。その憲法がもたらしたのは無謀な戦争と、敗戦による悲惨であった。

敗戦後、日本は民主化されたと言われている。だが、本当にそうかと思わせるのが安倍首相の政治である。政教分離の規定を無視して、伊勢神宮に参拝し、また靖国神社への参拝の姿勢を隠そうとしない首相は神のみ心になかった首相とは言えない。キリスト者は安倍首相と閣僚が神のみ心になかった政治を行うよう、祈らなければならない。

「本の紹介」
山崎雅弘著『日本会議 戦前回帰への情念』(集英社新書、2016年7月20日)

菅野完著『日本会議の研究』(扶桑新書、2016年5月1日)を皮切りに、堰を切ったように「日本会議本」が続々と出版されるようになった。奇しくも

2016年は7月11日の参議院選挙で自公改憲勢力が3分の2を超し、衆参共に憲法改正の発議ができる数になった年。日本会議は「憲法改正最後のスイッチ」としてこの年に狙いを定めていた。その目指す理念を戦前の「国体の本義」と戦後の神社本庁の教義に重ねて同書は明らかにする。 星出卓也